

別表

(令和6年4月1日)

補助種別	補助対象となる事業内容、経費	算定基準額
運営費加算	認定こども園運営費交付基準に定める額を超えて支出する運営費	児童1人当たり月、2,900円
学校医等手当加算	学校医（内科、耳鼻科、眼科医）、学校歯科医、薬剤師に係る経費	定員60人以下、年46,000円 定員90人以下、年68,000円 定員120人以下、年81,000円 定員225人以下、年138,000円
園外保育補助	園外保育実施に要するバス借り上げ料	定員60人以下、年150,000円 定員90人以下、年210,000円 定員120人以下、年270,000円 定員225人以下、年300,000円
延長保育促進事業	子ども・子育て交付金に基づく延長保育促進事業に要する経費	実支出額と国庫補助基準額と比較して少ない方の額
一時預かり事業	子ども・子育て交付金に基づく一時預かり事業の実施に要する費用	実支出額と国庫補助基準額と比較して少ない方の額
障害児保育対策費	特別児童扶養手当法施行令に規定する障害の状態にある児童（特別児童扶養手当受給対象児）、又は、これと同程度以上と市が認めた児童の保育に要する経費（加配保育士配置経費）	実支出額と市補助基準額（加配保育士1人当たり、年2,000,000円）とを比較して少ない方の額
軽度障害児保育対策費	集団保育をする上で加配が必要とされる児童のうち市が認めた児童の保育に要する経費（加配保育士配置経費）	実支出額と市補助基準額（加配保育士1人当たり、年1,000,000円）とを比較して少ない方の額
子育て支援保育士事業	保育を通じて蓄積された子どもの育ちや子育てに関する豊富な知識等を活かし、地域の子育て家庭に対する支援を推進する経費	実支出額と市補助基準額（1保育所当たり、1,600,000円）とを比較して少ない方の額
安全対策事業（新型コロナウイルス感染症対策）	①保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（令和2年3月12日厚生労働省発子0312第60号）に定める「保育環境改善等事業（環境改善事業（安全対策事業））のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合」の対象となるもの ②令和2年度保育対策総合支援事業費補助金保育環境改善等事業（令和2年度補正予算分）分）交付要綱（令和2年5月14日厚生労働省発子0514第1号）に定める事業の対象となるもの。	実支出額と国庫補助基準額と比較して少ない方の額
待機児童対応型一時預かり事業	待機児童対応型一時預かり事業に要する費用	4,400円（児童1人当たり日額）
使用済み紙おむつ自園処分事業	使用済み紙おむつの自園処分事業に要する費用	児童（0～2歳児）1人当たり月、250円

市内に住所を有する児童が在籍する市外の幼保連携型認定こども園の場合は、この表の規定にかかわらず、次表に掲げる種別、補助対象経費及び算定基準額とする。

補 助 種 別	補助対象となる事業内容、経費	算 定 基 準 額
一時預かり事業	子ども・子育て交付金に基づく一時預かり事業の実施に要する費用	実支出額と国庫補助基準額と比較して少ない方の額